

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案（新旧対照条文）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 登録認定機関</p> <p> 第一節 技術基準適合認定（第四条―第十八条）</p> <p> 第二節 端末機器の設計についての認証（第十九条―第二十四条）</p> <p>第三章 承認認定機関</p> <p> 第一節 技術基準適合認定（第二十五条―第三十四条）</p> <p> 第二節 端末機器の設計についての認証（第三十五条―第四十条）</p> <p>第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認（第四十一条―第四十四条）</p> <p> （条）</p> <p>第五章 登録修理業者（第四十五条―第五十三条）</p> <p>第六章 雑則（第五十四条）</p> <p>附則</p> <p> 第五章 登録修理業者</p> <p> （登録の申請）</p> <p>第四十五条 法第六十八条の三第一項の登録を受けようとする者は、様式</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 登録認定機関</p> <p> 第一節 技術基準適合認定（第四条―第十八条）</p> <p> 第二節 端末機器の設計についての認証（第十九条―第二十四条）</p> <p>第三章 承認認定機関</p> <p> 第一節 技術基準適合認定（第二十五条―第三十四条）</p> <p> 第二節 端末機器の設計についての認証（第三十五条―第四十条）</p> <p>第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認（第四十一条―第四十四条）</p> <p> （条）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条）</p> <p>附則</p>

第十五号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2| 法第六十八条の三第三項の修理方法書（以下「修理方法書」という。）は、修理する特定端末機器について、その技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合認定番号等」という。）とともに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 修理の方法

二 修理の確認の方法

三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器等の名称又は型式及び製造業者名（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合は除く。）

四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合は除く。）

五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第六号第三項(1)から(4)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画

六 特定端末機器の製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けていることを示す事項（修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号等に係る設計に合致するよう修理を行う場合に限る。）

七 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

八 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

3| 法第六十八条の三第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項

を記載した書類及び様式第十六号の誓約書とする。

- 一 別表第七号に掲げる修理体制及び管理体制等の管理に関する事項
- 二 前号に掲げる事項のほか、特定端末機器の修理に関し参考となる事項

4 第二項第二号の修理の確認の方法（設計に合致するように行う修理の確認の方法を含む。）は、別表第六号の定めるところによるものとする。ただし、総務大臣が別に認める場合はこの限りでない。

（妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等）

第四十六条 法第六十八条の四第一項第一号の総務省令で定める基準は、次の要件を満たすものであることとする。ただし、修理する特定端末機器の製造業者との間の契約に基づき修理する特定端末機器の技術基準適合認定等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けて修理を行う場合を除く。

- 一 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であつて、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。

二 同一の部品又は同等の部品を用いるものであること。

2 特定端末機器の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。

3 前条第二項第一号の修理の方法においては、特定端末機器の修理における当該特定端末機器に記録された情報の漏えいの防止のための措置

その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかでなければならない。

(通知)

第四十七条 総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録をした場合には、当該登録の申請をした者に、登録をした旨及び登録番号を通知するものとする。

(変更登録)

第四十八条 法第六十八条の六第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、次に掲げる事項を記載した様式第十七号の申請書に、変更後の修理方法書その他必要な事項を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更の内容
- 三 変更予定年月日
- 四 変更の理由

2 法第六十八条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特定端末機器の範囲を縮小する場合とする。

(変更の届出)

第四十九条 登録修理業者は、法第六十八条の六第四項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十八号の届出書及び様式第十六号の誓約書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

2| 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するものとする。

(修理及び修理の確認の記録等)

第五十条 法第六十八条の七第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 技術基準適合認定番号等、製造番号及びその他修理した特定端末機器を特定できる番号
- 二 修理及び修理の確認の年月日
- 三 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
- 四 修理及び修理の確認の内容

2| 前項の修理及び修理の確認の記録は、修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。

3| 第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる。きなければならない。

(表示)

第五十一条 法第六十八条の八第一項の規定による表示は、様式第十九号

によるものとする。

2| 登録修理業者は、法第六十八条の八第三項の規定により、修理した特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付するときは、次の各号に掲げる表示について当該各号に定める規定を満たさなければならぬ。

- 一 様式第七号による表示 様式第七号注1から注3まで
- 二 様式第十四号による表示 様式第十四号注1から注3まで

(廃止の届出)

第五十二条 登録修理業者は、法第六十八条の十第一項の届出をしようとするときは、廃止した年月日を記載した様式第二十号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(公示)

第五十三条 総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録若しくは法第六十八条の六第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第六十八条の六第四項の変更の届出があつたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 事務所の所在地
- 三 登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日及び登録番号

四 修理する特定端末機器の範囲及び修理の箇所

- 2| 総務大臣は、法第六十八条の十一の規定による登録の取消しをしたとき又は登録修理業者から法第六十八条の十第一項の届出があつたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公示するものとする。
- 一| 氏名又は名称
 - 二| 事務所の所在地
 - 三| 登録の年月日及び登録番号
 - 四| 登録を取り消し、又は廃止した年月日
- 3| 前二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行うものとする。

第六章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成)

第五十四条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

別表第一号く別表第五号 (略)

別表第六号 修理の確認の方法(第四十五条第二項第五号及び第四項関係)

修理された特定端末機器(以下この表において「確認する機器」という。)について、次に従つて試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

1| 別表第一号二の規定を、確認する機器の試験の検証に準用して行

第五章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成)

第四十五条 (略)

別表第一号く別表第五号 (略)

う。この場合、同二中「申込機器」とあるのは「確認する機器」と、「審査」とあるのは「検証」と読み替えるものとする。

2| 試験を行うときは、法別表第三に掲げる測定器等の設備であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。

3| 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めて行う。

(1)| 別表第一号ニに定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

(2)| 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3)| 確認する機器に記録された情報の管理方法

(4)| その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

4| 試験を他の者に委託する場合は、当該委託した試験の結果が前項の取決めに従つて適正に得られたものであつて技術基準に適合することを検証し確認する。

5| 二以上の確認する機器の検証において、当該確認する機器のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその

他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する機器のうちその他のものについて、試験を省略することができる。

別表第七号 修理体制及び管理体制等の管理（第四十五条第三項第一号関係）

修理体制及び管理体制等の管理に関する説明は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

事項	記載内容
一 組織並びに管理者の責任及び権限	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確されていることの説明
二 法第六十八条の七の義務を履行するための管理の方法	法第六十八条の七に規定する義務を履行するために必要な特定端末機器の取扱いにおける管理の方法に関する規定が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき同条の義務が適切に履行されることの説明
三 特定端末機器の修理の方法	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の修理の方法の手順その他修理に関する規程が文書として整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われること

<p>五 その他</p>	<p>四 測定器等の管 理</p>	
<p>行 す る た め に 必 要 な 事 項</p> <p>そ の 他 法 第 六 十 八 条 の 七 に 規 定 す る 義 務 を 履 行 す る た め に 必 要 な 事 項</p>	<p>こ の 説 明</p> <p>特 定 端 末 機 器 の 修 理 の 確 認 に 必 要 な 測 定 器 等 の 管 理 に 関 す る 規 程 が 文 書 と し て 整 備 さ れ 、 そ れ に 基 づ き 測 定 器 等 の 管 理 が 適 切 に 行 わ れ て い る こ の 説 明</p>	<p>の 説 明</p>

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

電気通信事業法第68条の3第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 修理を行う事務所の名称及び所在地
- 2 修理する特定端末機器の範囲
- 3 特定端末機器の修理の方法の概要
- 4 修理の確認の方法の概要

注1 修理する特定端末機器の範囲には、技術基準適合認定番号等及び「技術基準適合認定を受けた端末機器の型式又は名称」、「設計認証に係る設計に基づく端末機器の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の型式又は名称」を記載すること。

2 修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイプレーター及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

3 修理の確認の方法の概要には、試験の内容及び実施体制を記載すること。

4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第十六号（第 45 条及び第 49 条関係）

誓 約 書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名）

登録申請者（及びその役員）が、電気通信事業法第68条の4第2項各号に該当しないことを誓約します。

注1 不要な文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第十七号（第 48 条関係）

変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の6 第1項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更の内容
- 3 変更予定年月日
- 4 変更の理由

注1 変更しようとする事項には、「修理する特定端末機器の範囲」、「特定端末機器の修理の方法の概要」及び「修理の確認の方法の概要」の別を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第十八号（第 49 条関係）

変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の6 第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第十九号（第51条関係）

表示は、第四十七条の規定により通知された登録番号（T及び6桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理

T×××××××

- 注1 文字の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

様式第二十号（第52条関係）

廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号

電気通信事業法第68条の10第1項の規定により登録に係る事業を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した年月日 年 月 日

注 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。